令和8年11月20日
地方独立行政法人大阪市民病院機構

案件名　Clinical Key　買入　に関する質問一覧

番号	質問事項（質問者原文）	回答
1	入札書への記載金額について（リバースチャージ方式の取り扱い） 仕様書の「13（2）入札書記載金額」に、「見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること」との記載がございます。 本製品「ClinicalKey」は、消費税法上の「全額リバースチャージ方式」の対象となります。 そのため、例えば弊社が本体価格1,000,000円で見積もる場合、貴院との契約希望金額はそのまま1,000,000円となり、消費税につきましては貴院にて申告・納税を行っていただく形となります。 文面通り「契約希望金額の110分の100」を適用しますと、1,000,000円 × 100/110 = 909,090円（端数切捨て）となり、本来の本体価格を下回る金額を記載することになってしまいます。 貴院のご意図としては「税抜価格（＝本体価格の1,000,000円）を記載する」という認識ではないでしょうか。 弊社といたしましては、最終的な契約金額が本体価格（全額リバースチャージ対象）となればどちらの記載方法でも差し支えありません。入札書に記載すべき金額の算出方法をお知らせください。	税抜価格を記載ください。
2	入札当日の立ち会いについて 入札の執行にあたり、当日は貴院（現地）での立ち会いは必須でしょうか。	必須ではありません。